

# 遺失物のお問い合わせについて

以下の注意事項をご確認のうえ、下記メールアドレス宛にお問い合わせください。

- ・第2ターミナル国際線の入国手続き前(降機後～税関検査場)及び第3ターミナル国際線の出国手続き後(保安検査場～搭乗口)、  
入国手続き前(降機後～税関検査場)以外の場所での遺失物は税関では保管しておりません。[空港管理会社の「Find chat」](#)又は  
[ご利用の航空会社等](#)にお問い合わせください。
- ・返信用アドレスのドメイン(@customs.go.jp)からメールを受信できるよう設定をお願いします。
- ・業務時間(9:00～17:00)外及び土日祝日のお問い合わせについては、翌業務日以降的回答となりますのでご了承ください。
- ・お問い合わせに対してはなるべく早く回答できるよう対応いたしますが、お問い合わせいただいた時間、受信状況、お問い合わせ内容等により、すぐにご回答できない場合もございますので、予めご了承ください。
- ・お引渡し時に税金の支払いが必要となる物品がありますので、ご留意ください。
- ・遺失物は、原則としてご本人様へのお引渡しとなります。代理人様へのお引渡しの場合は、委任状・旅券等(写)が必要となります。
- ・ご入力頂いた個人情報については、お問い合わせへの回答及び遺失物の返還以外には使用いたしません。
- ・メール送信時には、以下の内容をご入力ください。

«件名»	【遺失物照会】紛失した日、紛失した物品	※入力例：【遺失物照会】11月28日、財布
«紛失した日»		
«紛失した場所»		
«紛失した物品»	※詳細な特徴(寸法、形状、色、ブランド名、電子機器についてはシリアル番号等)をご入力ください。 ※入力例：財布(長財布、黒色、ブランド名、中にZEIKAN TARO名義の免許証とクレジットカードあり)	
«現金、身分証等の貴重品の有無»		
«紛失者のお名前・フリガナ»		
«問い合わせ者のお名前・フリガナ・紛失者との続柄»		
«連絡先電話番号»		

## 【問い合わせ先メールアドレス】

**tyo-haneda6931★customs.go.jp**

(注) ★は@に変えて送信してください